

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則◇鳥取県税條例施行規則の一部を改正する規則  
○土地收用法施行細則
- ◇告示 課税地の指定
- ◇公安委員會告示 質物保管設備の基準
- 正誤 昭和二十五年八月公安委員會告示第五号の一部改正  
正 昭和二十七年三月県告示第百三十三号中訂

## 規則

鳥取県税條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

鳥取県知事 西尾愛治

## ◇鳥取県規則第十九号

鳥取県税條例施行規則の一部を改正する規則  
鳥取県税條例施行規則(昭和二十五年九月鳥取県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第二十号を次のように改める。  
様式第二十号

延滞金及び延滞加算金計算書

昭和 年 月 日  
職氏 名 ①

年度別	納税者	納税特別徴収義務者	納税者 氏名	納税者 の別	納税所 の別	延滞金 加算金	延滞加算金 の別	延滞加算金の 計算の延滞 金	延滞加算金の 計算の延滞 金	延滞加算金の 計算の延滞 金	延滞金の 算出	
											延滞金	延滞加算金
											延滞金	延滞加算金
											延滞金	延滞加算金
											延滞金	延滞加算金
											延滞金	延滞加算金
											延滞金	延滞加算金
											延滞金	延滞加算金
											延滞金	延滞加算金
											延滞金	延滞加算金
											延滞金	延滞加算金

昭和二十七年四月一日 火曜日  
第二千二百九十九号

本署ノ大キサハ規定規格A五判

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

土地收用法施行細則をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県規則第二十号

土地收用法施行細則

(総則)

第一條 公共の利益となる事業に必要な土地等の收用又は使用については、土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号以下「法」という。)土地收用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号以下「令」という。)によるの外、この規則の定めるところによる。

(告示及び公告の方法)

第二條 法第二十六條第一項の規定による知事の事業の認定の告示及び法第三十條第二項の規定による事業の廃止又は変更の告示、並びに法第三十三條の規定によ

る土地細目の公告は、県公報に登載して行う。

(收用委員会の庶務)

第三條 法第五十八條に規定する收用委員会の庶務は

土木部管理課において処理する。

(手数料の納付方法)

第四條 令第三條第二項の規定による手数料は、申請書とともに県に納付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年十二月一日から適用する。

告 示

◇鳥取県告示第六十四号

鳥取県税條例第七條第二項の規定にかかわらず次の上欄の者の所有に係る自動車に対する昭和二十七年年度以降の自動車税は、同條第三項の規定によりそれぞれ下欄の地を課税地に指定した。

昭和二十七年四月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

所 有 者 定 置 場 課 税 地

日の丸自動車株式会社 果下一円 鳥取市

日の丸運送株式会社 " " " "

鳥取県運輸農業協同組合連合会 " " " "

食糧興業株式会社 " " " "

沢タクシー株式会社 " " " "

伯耆貨物株式会社 " " " "

日本通運株式会社鳥取支店 鳥取市 岩美郡 一円 鳥取市

" 八頭郡 気高郡 一円 鳥取市

" 倉吉支店 東伯郡 一円 倉吉町

" 米子支店 米子市 西伯郡 一円 米子市

公安委員会告示

◇鳥取県公安委員会告示第一号

質屋営業法第七條の規定により質物保管設備の基準を次

の通り定める。

昭和二十七年四月一日

鳥取県公安委員会

質物保管設備基準

第一 目 的

この基準は、質物を保管する場合に火災、盗難及びその、虫害等の被害を予防するため、保管設備の構造その他について定めたものである。

第二 規 模

保管設備の大きさは床面積が六、六平方米(約二坪)以上で天井の高さは床上二、一米(約七尺)以上でなければならぬ。

2 前項の床面積の計算には棚及びこれに類するものは含まない。

第三 構 造

外周部は、土壁若しくは不燃質材料を以て造り、居室と区別しなければならぬ。

2 内壁及び床の仕上りは板張りとするか、又は防濕上

03109

差支えない構造としなければならぬ。

8 床は地盤面から四十五種(約一尺五寸)以上とするか又は床下をコンクリート、たまたきその他適当な防濕構造としなければならぬ。

4 採光、通風を良くするため適当な窓又は換気口を設けなければならぬ。

第四 防火上の設備

出入口、窓、換気口、その他の開口を設けるときは不燃質材料を以て造り又は被覆した、堅ろうな扉を設けなければならぬ。

2 扉を常時設けることのできない開口部には非常の際すぐに閉鎖できる別の施設をしなければならぬ。

3 扉と外局(壁体)との接着部は防火上気密になるように考慮すること。

第五 盜難予防上の設備

出入口の扉には堅ろうな錠前を設けなければならぬ。

2 出入口以外の開口部にはその部分の扉の開閉に差支えない鉄格子を設けるか又はその扉の内側に堅ろうな

錠前を設けなければならぬ。

第六 ぞ、害防止設備

出入口には扉の開閉に差支えないねずみ返しを設けなければならぬ。

2 出入口以外の開口部には網線の経一耗以上その網目を経一編以内とした金網を設けなければならぬ。

第七 設置場所

保管設備は営業所より五十米以上離れたところに設けてはならない。

附 則

1 この基準は公布の日から施行する。

2 この基準施行の際現に許可を受けて営業中のものこの基準に適合する保管設備を有しないものは、昭和二十七年七月一日までにこれを完成しなければならぬ。

鳥取県公安委員会告示第二号  
昭和二十五年八月鳥取県公安委員会告示第五号(質屋管

00110

業法令の施行に伴い申請書及び届書の様式の標準)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日

鳥取県公安委員会

「第十七号までとする」を第十八号までとする」に改める。

様式第一号中「一、保管場所並びに設備の概要」を削り、注意二、中「左の書類」の下に「等」をり、の次に次の一号加える。

6、質物保管設備の構造概要書並びに図面

様式第二号中「一、保管場所並びに設備の概要」を削り注意の下に「一、一」を「一」の次に次の一号を加える。

二、質物保管設備の構造概要書並びに図面

様式第十七号の次に次の様式を加える。

様式第十八号

質物保管設備変更届

一、本籍(法人の場合は名称、主たる事務所の所在地)

住所(法人の場合は代表者の住所)

氏名 生年月日

(法人の場合は代表者、氏名、生年月日)

一、営業所の名称、所在地

一、変更しようとする部分の構造概要書並びに図面

右の通り質物保管設備を変更したいのでお届けします。

年 月 日

右氏 名 印

鳥取県公安委員会殿

注意 工事着手の一月前までに届け出なければならぬ。

正 誤

昭和二十七年三月鳥取県告示第百三十三号中誤植があるので次の通り訂正する。

頁行

正

誤

一八一、植栽木に被害を  
与へる立木の外伐  
採を禁ずる

一、植栽物に被害を  
与へる立木の外伐  
採を禁ずる

三三同 二ヶ年

同 同

三四同

二ヶ年

五九一、植栽木の伐採、  
垣、埋薬等の採取  
を禁ずる

一、植伐木の伐採、  
簀垣、埋薬等の採  
取を禁ずる

一一一 岩美

美岩

昭和二十七年四月一日印刷  
二十七年四月一日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町